



平成19年5月15日

各 位

会社名 株式会社 エ ス イ ー
代表者名 代表取締役社長 森 元 峯 夫
(JASDAQ・コード 3423)
問い合わせ先
役職・氏名 総務部長 野島 久弘
電 話 03-3340-5500

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第26期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の趣旨および目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定いたしたく、定款第9条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。
- (3) 株主の皆様へのサービス充実の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第10条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

2. 変更の内容（下線部は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（基準日）</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第10条～第47条 （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（公告方法）</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">（<u>単元未満株主の権利</u>）</p> <p>第9条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その保有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>（1） <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>（2） <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>（3） <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>（4） <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>単元未満株式の買増し</u>）</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">② （現行どおり）</p> <p>第12条～第49条 （現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日（木）

定款変更の効力発生日 平成19年6月28日（木）

以 上